

企業経営と職務発明

JIPA職務発明フォーラム

2004年7月14日

NTTアドバンステクノロジー株式会社

澤井 敬史

最近の職務発明の判決をどう考えるか？

- 評価

- 特許法の本旨に則った判断なのかについて疑義
- 正常な企業活動を毀損しかねない危険性
- ローリスク・ハイリターン of 誤った風潮蔓延への危惧

- 大事な視点

- 産業の発達の観点
- リスクを負うものの尊重
 - リスクを負担するものがリターンを得るとの経済原則の堅持
 - 職務発明の真の発明者は企業(意思 & 投資の存在)であるとの理解
 - 組織的な発明サイクルの促進
 - 発意→R&D投資→事業投資→製造/販売→収益確保→新たな投資
- 錯覚の是正
 - 使用者と従業者は対立構造ではなく、包含関係にある
 - 対価とインセンティブ

改正された35条をどう考えるか？

- 評価
 - 従前に比べれば一歩前進
- 残された課題
 - 遡及効がない
 - 本質的解決については“？”が残る
 - 一連の巨額判決が出る前に審議されたもの
 - 職務発明のそもそも論の議論が不十分
- リスク低減の鍵は知的財産管理
 - 法的事項
 - 企業が譲り受けるもの、企業が負う債務
 - 経営的事項
 - 対価とインセンティブの切り分け
 - 手続き的事項
 - 改正第35条第4項の「対価を決定するための基準の策定」
 - 「協議の状況」、「開示の状況」、「意見聴取の状況」等への配慮

これからの対応は如何？

- 経営課題として掌握することが大事
 - 外：企業活動の実態（経営サイクル、リスク負担）の外部説得
 - 内：従業員間のバランスに配慮した研究環境の整備
- 実務の改善が必須
 - 譲渡対象の特殊性に対する深い理解が大前提
 - 見えないもの（特定方法）、変化自在なもの（確定時期）など
 - 改正35条にも即した管理・運用
 - 手続の見直し、対象の特定、対価の決定、債務の完済、契約の工夫など
 - 事例集はあくまでも参考（各企業の工夫が不可欠）
- 社外への働きかけも大切
 - 企業間の連携
 - 基本的考え（リスクシェアリング）の浸透など
 - ルール改変への関与
 - 経済活動の実状に合わせて制度の改廃の提案など

まとめに代えて

- 特許法35条は、リスクを負うものが正当なリターンを得るとの経済原則を尊重し、産業の発展に結びつける運用が不可欠
- 職務発明は、本質的には経営問題であり、競争力強化のためには健全な研究開発環境の充実が大切

ご清聴有難うございました